

議案第 18 号

日出町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日出町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日出町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給できるようにしたいので提出する。